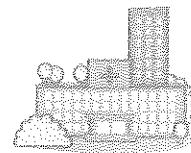


# 医療機関と事業承継



■片山・田中法律事務所■ 弁護士 片山 卓朗

Vol. 5

## — 相続による事業承継 —

### どうしたら相続人間の紛争を避けることができるか（2）

#### （3）遺留分制度

遺言ですべての問題を解決できれば良いのですが、日本の民法では、「遺留分」という制度があり、遺言でさえも排除できない相続人の権利が規定されております。医師でない相続人が、自分の遺留分が侵害されていることを知り、そのことを争うことを決意した場合には、医師である相続人に対し、遺留分の侵害の回復を請求できるのです。この請求のことを「遺留分減殺請求」といいます。すなわち、せっかく遺言をしたのに、相続人の1人からでも遺留分減殺請求があった場合には、紛争となってしまうのです。遺留分とは、民法で規定されている相続人のうち、一定の者に対して保証されている一定割合の相続分です。民法は、子や配偶者など被相続人の親族に対し、法定相続分を定めています。一方、被相続人は、遺言を作成することによって法定相続と異なる遺産の分配方法を指定できます。被相続人は原則として、遺言することによって自由に遺産の分配ができますが、例えば、全財産を愛人に譲るとかある1人の子供のみ譲るといった遺言をすると、その他の残された家族は生活に困ってしまうこともあります。遺族には相続の期待もあるでしょう。民法は、被相続人の遺産処分の自由と、親族の生活の安定や相続に対する期待とを調整するため、一定範囲の遺族に対し、一定割合の相続分を保証しています。これが遺留分です。

遺留分は、被相続人の子供や配偶者、親といった近親には認められていますが、兄弟姉妹にはありません。

遺留分というものは、当然にもらえるものではなく、遺留分が侵害されたことを主張し、遺留分を侵害した相手に対し、侵害の回復を請求

しなければなりません。この請求のことを「遺留分減殺請求」といいます。

相続人から遺留分の減殺請求をされないためには、どのようにすれば良いのでしょうか。遺留分減殺請求がされば、親族間で争いが生じることとなりますので、できれば避けたいものです。遺留分を請求されないためには、2つの方法が考えられます。

1つ目の方法は、遺言をする際に遺留分を考慮した相続分の指定をすることです。例えば、妻と子2人（AとB）がいた場合において、子の1人（A）にできるだけ多くの遺産を相続させたい場合には、「妻に4分の1、子Aに8分の5、子Bに8分の1を相続させる」のような遺言をすることです。こうすることで、遺留分減殺請求はされないで済みます。

2つ目の方法は、「遺留分の主張はしないでほしい」と遺言書の中に書く方法です。上記の例で、子Aにだけ遺産を相続させるような内容の遺言書の中で、例えば「子Aは身体が悪いので、それを心配して遺産のすべてを子Aに相続させることにしたものであるから、他の相続人は遺留分減殺請求はしてはいけない」というような理由を付した記述を付け加える方法です。このように記述することで「それが被相続人本人の強い意志であれば、仕方ない」として、遺留分減殺請求を差し控えさせる精神的な効果を与えることは十分に考えられます。このような遺留分を侵害する内容の遺言であっても、遺留分減殺請求がなされなかった場合には、遺言書のとおりの相続が行われます。この方法の欠点は、たとえ遺言書に「遺留分の主張などはしないでほしい」と書いたとしても、それは何ら法的効力を有するものではないということです。